

役務委託契約標準契約書

2024年12月25日制定

2025年 3月28日改正

(目 次)

役務委託契約標準契約書

(目次)

1. 役務委託契約標準契約書雛型

2. 役務委託契約約款

(1) 約款本文

第1章 委託業務の実施(第1条―第6条)

第2章 変更手続(第7条―第8条)

第3章 概算払・確定(第9条―第16条)

第4章 成果の取扱い(第17条―第18条)

第5章 雑則(第19条―第36条)

特記事項

附則

(2) 様式

(3) 別紙

(4) 役務委託費積算基準

1. 役務委託契約標準契約書雛型

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「甲」という。)と□□□□(以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる委託項目に係る業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

委託項目「○○○○○○○○○○(大項目) ○○○○○○○○○(中項目) ○○○○○○○○○(小項目)」

(契約金額等)

第2条 甲は、次に掲げる契約金額(以下「契約金額」という。)の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

契約金額 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

ただし、各事業年度(4月1日から翌年3月31日までの間の1年間をいう。)において甲が乙に支払う委託業務の実施に要する経費の限度額は、次のとおりとする。

年度 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

年度 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

年度 円

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

(注：ただし書の規定は、複数年度契約を締結する場合に限り記載する。)

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間(以下「委託期間」という。)は、次のとおりとする。

委託期間 年 月 日から 年 月 日まで

(委託業務の実施)

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款(以下「約款」という。)に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。

2 前項の規定による約款は次のとおりとする。

役務委託契約約款

役務委託契約特別約款(〇〇〇〇〇)

(注：乙が複数ある場合は、乙毎に適用される約款名又は特別約款名をそれぞれ指定して記載すること)

3 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適用されるものとする。この場合、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合を除き、乙は、甲に対し、変更契約書を作成するよう求めることができる。

(実施計画書)

第5条 委託業務の目的、内容、主たる実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、別途、甲が認めた委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

(為替レートの特約)

第7条 乙（再委託先又は共同実施先を含む。）が日本国以外の国の法令に基づいて設立された法人等であり、委託業務の実施に要する経費を支出する通貨が、〇〇である場合には、本契約において甲の負担すべき額を円貨換算するための為替レートは次のとおりとする。

約定為替レート 円／〇〇

（注：為替レートの約定を必要としない場合には、本条を削り、第8条を第7条に、第9条を第8条にする。）

（不正行為等に対する措置）

第8条 乙が、甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

（存続条項）

第9条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第4条及び前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。ただし、甲が提供する電子情報処理組織を用いて契約を締結する場合において、甲が指定するときは、別途定めるところによるものとする。

年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長

乙

2. 役務委託契約約款

(1) 約款本文

第1章 委託業務の実施

(委託業務の実施)

第1条 乙は、実施計画書に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に従って実施しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、直ちにその旨を甲に通知し、必要な措置を講じるとともに、発生した日から7日以内に事故原因、委託業務への影響等を報告しなければならない。

(再委託)

第2条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、甲が認めた場合はこの限りでない。また、乙の再委託の額は、原則として契約金額（乙が複数の場合は、再委託する当該乙との契約金額とする。）の50%未満とする。

2 乙は、前項ただし書により委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、乙は、甲から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている第三者に対して委託業務の一部を再委託することはできない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。ただし、乙が委託業務の一部を日本国の国公立研究機関及び独立行政法人（国立研究開発法人含む）並びに国立大学法人又はこれに準ずる機関（以下「国立機関等」という。）に再委託する場合にあっては、次の各号に掲げる事項を約するときは、本契約の規定にかかわらず、国立機関等の受託研究に関する規則等によることができるものとする。

一 甲が必要に応じて再委託先の検査を行うときは、乙の立ち会いのうえ再委託先の検査を行うことができるものとする。

二 甲が前号の検査を行う際は、乙は再委託先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めること。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、様式第4による権利義務承継承認申請書を甲に提出し、あ

あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、本契約により生じる乙の債権について、第三者に対する譲渡又は担保の用に供する等の行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(委託業務の管理)

第4条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 委託業務の進捗状況、実施方法等に関する報告を求めること。

二 甲の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。

- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が実施計画書の変更に係る場合は、第7条又は第8条に規定するところによる。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について役務委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠ及びⅡの合計金額の50%以内限り、流用(Ⅲ間接経費及びⅣ再委託費・共同実施費との間の流用を除く。)することができる。

Ⅰ 労務費

Ⅱ その他経費

Ⅲ 間接経費

Ⅳ 再委託費・共同実施費

(帳簿等の整備)

第6条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に要する経費を役務委託費積算基準に定める経費項目に従って、前項の帳簿に記載し、かつ、その支出内容を証明し、又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度(甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。)の終了日の翌日から起算して5年間とする。

第2章 変更手続

(契約変更)

第7条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- 一 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書に定められた委託業務の目的の変更を行う必要が生じたとき。
 - 二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 委託期間が事業年度を超える契約において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は本契約の内容を変更できるものとする。

(実施計画書等の変更)

第8条 乙は、前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合、及びそれ以外の場合で実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う必要が生じたときは、様式第1による委託業務実施計画変更申請書1通を甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。なお、乙が甲に申し出て、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は第5項及び第6項に規定するところによる。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
- 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、遅滞なく承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により委託業務実施計画変更申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
 - 一 前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更契約を締結する。
 - 二 第1項の規定により実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
 - 三 第一号の規定にかかわらず、委託期間の終了日が属する事業年度に係る限度額の減額、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号、以下「通則法」という。）に定める甲の中長期計画（以下「中長期計画」という。）における最終年度に係る限度額の減額、消費税率の変更（消費税率の変更日の延期を含む。）に伴い契約金額が変更される場合は、変更契約書の作成を省略することができる。この場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 5 乙は、第1項なお書に規定する実施計画書の軽微な変更が生じたときは、様式第1による委託業務実施計画変更届出書1通を甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、前項の規定により委託業務実施計画変更届出書を受理した場合は、当該受理日をもって変更契約が締結されたものとみなす。

- 7 甲又は乙は、その代表者、住所又は社名を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

第3章 概算払・確定

(概算払)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費を乙に支払うこと(以下「概算払」という。)ができる。

- 2 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、様式第2-1による支払請求書を提出するものとする。

(実績報告書等の提出)

第10条 乙は、委託業務の完了の日(第20条、第21条又は第22条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内)又は委託期間の終了日のいずれか早い日までに、様式第3による委託業務実績報告書1通を甲に提出し、委託業務の実施により得た成果を甲に引渡し又は給付(以下「引渡し等」という。)しなければならない。

- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、毎年3月31日(以下「年度末基準日」という。)までに、様式第3により、当該事業年度において完了した委託業務の委託業務中間実績報告書1通を甲に提出しなければならない。ただし、年度末基準日が委託期間の終了日の場合には、この限りではない。
- 3 甲は、第1項に規定する実績報告書及び委託業務の実施により得られた成果並びに第2項に規定する中間実績報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出等を乙に求めることができるものとする。

(検査及び報告の徴収)

第11条 甲は、前条に規定する委託業務実績報告書又は委託業務中間実績報告書(以下、併せて「実績報告書等」という。)を受理したときは、実績報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
- 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
 - 二 その他甲が必要と認めた検査
- 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
- 一 実績報告書等に記載されている委託業務の内容と支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書と実績報告書等の内容の整合性
 - 三 第6条に掲げる帳簿、書類

四 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

- 4 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の事業所（再委託者の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。
- 6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 乙は、前項の通知を受けたときは、別紙に定める書類その他甲が別に定める書類等を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 8 甲が必要があると認めるときは、甲の主務省である経済産業省の職員を立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 9 甲が第2項第二号の検査をできる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

（甲が支払うべき額の確定）

- 第12条 甲は、前条第1項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認め、委託業務が完了又は委託期間が終了している場合には、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額を甲が支払うべき額として確定し、乙に対して通知する。
- 2 前項の額の確定は、役務委託費積算基準によるものとする。

（確定額の請求及び支払）

- 第13条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、様式第2-1による支払請求書により、前条第1項の規定により確定した額（以下「確定額」という。）を甲に請求するものとする。ただし、既に第9条に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

（相殺）

- 第14条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「過払金」という。）を甲に返還しなければならない。

- 一 概算払の額が、第12条第1項に規定する確定額を超えるとき。
- 二 概算払の額が、第23条第1項に規定する甲の負担すべき額を超えるとき。
- 三 概算払の額が、第23条第2項に規定する甲の支払い義務の全部又は一部を免除した後の甲の負担すべき額を超えるとき。
- 四 その他過払金のあるとき。

2 乙は、第11条第2項第二号の検査の結果、第13条第2項の規定に基づき既に支払いを受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。

3 乙は、前二項の過払金を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を付して返還しなければならない。ただし、国庫補助金を財源とする事業にあっては、この限りでない。

第4章 成果の取扱

(成果の帰属)

第17条 乙が委託業務の実施により得た成果は、すべて甲に帰属するものとする。ただし、甲が別途指示した場合は、成果の全部又は一部について、その限りでない。

2 前項の成果に係る著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。また、乙は、委託業務の実施により得た成果について、著作者人格権を行使しないものとする。

(著作権等の保証)

第17条の2 乙は、甲に対し、委託業務の実施により得た成果について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 委託業務の実施により得た成果について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

(成果の発表又は公開)

第18条 乙は、委託業務の実施により得た成果を発表若しくは公開しようとするとき又はそのために委託業務の実施により得た成果を翻案しようとするときは、それらを行おうとする日（ただし、発表又は公開に先立ち原稿等の締切日がある場合は、その締切日。）の10日前までに甲に届け出なければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られたものです。」

2 甲は、前項の届出の内容が不適切なときは、当該届出受理後7日以内に修正（中止を含む。）を指示するものとし、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、前二項に基づき、既に発表又は公開された成果を再度発表又は公開したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 第1項の届出及び第3項の報告をしなければならない期間は、当該事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議によりこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

第5章 雑則

(通知の発効)

第19条 甲から乙に対する文書の通知は甲の発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は甲の受信の日からそれぞれ効力を有するものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

二 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

三 乙が甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

- 2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更に伴い、甲が当該業務の中止を決定した場合は、1ヶ月の予告期間を定めて乙に通知することにより、中止を決定した日以降の契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第22条 本契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

(危険負担等)

第23条 第20条第1項の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

- 2 第20条第2項、第21条及び前条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(不正行為等に対する措置)

第24条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるときは、乙の事業所等に立ち入ることができるものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、第11条第2項第二号に規定する検査を行うものとする。
- 4 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定後過払金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、確定後過払金の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は確定後過払金の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。
- 5 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

- 6 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。
- 7 一の契約書において複数の者と役務委託契約を締結する場合において、契約者のうち特定の一の者が第1項から第5項までの規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の一の者のみに適用されるものとする。

(履行遅延金)

第25条 乙は、乙の責に帰すべき事由により実績報告書等又は委託業務の実施により得た成果をそれぞれの提出又は引渡し等の期日に遅延して提出又は引渡し等をしたときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、履行遅延金を免除することができる。

(違約金)

- 第26条 甲が第20条第1項の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として、解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降の部分を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、甲に支払わなければならない。
- 2 乙が第21条の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は違約金として解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降の部分を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、乙に支払わなければならない。
 - 3 甲又は乙は、前二項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を支払わなければならない。ただし、国庫補助金を財源とする事業にあっては、この限りでない。

(外国法人の特例)

- 第26条の2 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、本条に規定するところによる。
- 2 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
 - 3 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。
 - 4 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。
 - 5 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。

6 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。

(賠償責任)

第27条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙又は第三者に与えた損害について、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わない。

2 甲が前項に規定する第三者から損害賠償請求を受け、裁判所の判決等の合理的な理由に基づきこれを賠償したときは、甲は、乙に対し、その損害のうち甲の故意又は重大な過失による部分を除き、当該賠償金額を求償することができる。

(変更契約地)

第28条 甲及び乙が第7条の規定に基づき本契約を変更する契約を締結するときは、甲の法人登記上の主たる事務所の所在地においてこれを行う。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、法令に専属管轄の定めがある場合にはこの限りでない。

(諸手続の委任)

第30条 乙は、甲に事前に通知することなく、本契約に規定する様式（様式第4を除く）による承認申請及び届出を、実施計画書に定める業務管理者又はその上長に委任することができる。

(取得した個人情報の管理)

第31条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対し必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(情報セキュリティの確保)

第31条の2 乙は、委託業務で知り得た一切の情報について、秘密の保持に留意し、

漏えい等防止の責任を負う。

- 2 乙は、委託業務のために甲から提供される情報については、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- 3 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が秘密であることを示して乙に提供又は指定した情報（紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。））が不要になった場合には、速やかに甲に返却し、又は破砕、溶解、焼却等の情報を復元困難かつ判読不能にする方法で廃棄若しくは消去し、甲に報告しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 乙は、委託業務の実施において情報の漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合又はそのおそれがあることを知り得た場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、情報セキュリティ対策を講じるとともに、委託業務で知り得た情報を取り扱う従業員等に対し情報セキュリティ教育を実施し、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙が委託業務の一部を第2条に基づき第三者に委託する場合又は第三者に請負させる場合は、乙は当該第三者に対し第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

（電子情報処理組織の活用）

第32条 乙は、甲が提供する電子情報処理組織を用いて申請、届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、約款に定める様式を用いて提出することを妨げない。

（存続条項）

第33条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第20条、第21条若しくは第22条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第6条第3項、第10条第1項、第11条第9項及び第18条第4項

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第8条第7項、第10条第3項、第11条第1項から第8項まで、第12条から第16条まで、第17条第2項、第17条の2、第18条第1項から第3項、第19条、第20条、第23条から第27条まで、第29条から第32条まで

(中長期計画を越える契約の効力)

第34条 委託期間の定めにかかわらず、中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約の効力は、通則法第35条の5の規定に基づき、甲の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(その他必要な事項)

第35条 本契約に定めるもののほか、本契約に関し必要な事項は、甲が別にこれを定める。

(その他定めのない事項等の取扱)

第36条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知があったとき。
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であつ

た者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当

該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第3項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

附 則

この標準契約書は、2024年12月25日から施行する。

附 則

1. この標準契約書は、2025年4月1日から施行し適用する。
2. ただし、改正後の約款第26条の2の規定は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（2）様式

様式第1	委託業務実施計画変更（申請・届出）書
様式第2－1	支払請求書
様式第2－2	振込指定口座番号登録申請書
様式第3	委託業務（実績・中間実績）報告書
様式第4	権利義務承継承認申請書

（3）別紙

別紙1－1	経費発生調書
別紙1－2	〃（修正額内訳書）
別紙1－3	〃（総括表）
別紙2	月別項目別明細表
別紙3	健保等級証明書
別紙4	給与証明書
別紙5	労働時間証明書（管理職・裁量労働制・高度プロフェッショナル制度用）
別紙6	NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）
別紙7	委託業務従事日誌
別紙8	労務費積算書
別紙9	NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）
別紙10	委託業務従事月報
別紙11	エフォート証明書
別紙12	専用使用証明書

(4) 役務委託費積算基準